

「ほくりく長城会」会則

第1章 総則

第一条 構成

本会は、「ほくりく長城会」と称する。「会員」は、海外において事業展開を計画するか、或いは既に事業展開を行っている個人または法人である。事務局を北陸銀行国際部中国室・アジア室に置く。

第二条 会員制

本会は会員制とし、「会員」として登録された個人または法人のみが本会則に定める機能・サービスを利用することができる。会費は無償とする。ただし、講演会等の行事の際は別途費用を徴収する場合がある。

第2章 会員資格

第三条 会員資格

1. 入会を希望される個人または法人は別途定める入会申込書に必要事項を記入して入会を申し込むものとする。
2. 事務局は前項の申し込みを受けて入会を認めた場合は、当該個人または法人は会員資格を取得するとともに、本会則に基づく各種サービス機能利用権を取得する。事務局は会員資格を取得した「会員」を、会員名簿に記載する。
3. 会員資格の期間は特に定めない。「会員」が退会する場合は「退会届」（様式は特に定めない）を事務局あて提出する。

第3章 会員が享受できるサービス

- ### 第四条
1. 海外に関する講演会、進出済の「会員」の体験談を基にする意見交換会に参加できる。
 2. 事務局からの定期的な情報発信を受けることができる。
 3. 海外投資・貿易に関する質問を別途定める「照会シート」により事務局あて発信することができる。事務局はすみやかに回答する。ただし、照会内容により税理士・弁護士・コンサルタント会社を紹介する場合もある。
 4. 「会員」相互がEメールで情報交換する場合は、事務局にC. C. にてその内容を送信する。その情報は事務局に蓄積して「会員」のノウハウとして蓄積

する。

第4章 会員情報の取り扱い

第五条 秘密保持義務

1. 事務局は「会員」から知り得た「会員」の内部情報及び「会員」から委託された業務内容に関する情報（以下「会員情報」という）の秘密保持に責任を負い、事務局内部の秘密保持体制を確立する。
2. また「会員」相互が情報交換した場合の内容については、各々の「会員」は秘密保持に責任を負い、事務局は責任を負わないものとする。
3. 「会員」が秘密保持義務に違反した場合、事務局は違反した「会員」に退会を命ずることができる。

第六条 会員情報の取り扱い

事務局は、会員情報の取り扱いを、本会サービスを提供するために事務局が提携する事業者を提供し、本会運営の外部委託をすることがある。

この場合、事務局は会員情報を慎重かつ適正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

第5章 補 足

第七条 会員資格の譲渡禁止

「会員」は、その会員資格を他に譲渡することはできない。

第八条 変更事項

「会員」は届出事項に変更があった場合は、速やかに事務局あて当該事項について届出する。

第九条 会則・サービスの追加・変更・終了

事務局は本会則やサービスの内容を、「会員」に1カ月以上前に通知することにより適宜追加・変更・終了できるものとし、「会員」に対する変更通知はEメールもしくは本会ホームページへの掲載により行うものとする。

第十条 本会則は2014年9月1日に施行する。

以 上